

国民健康保険税の課税限度額の改定について

1 概要

本年3月31日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税にかかる医療保険分及び介護保険分の課税限度額の見直しを行うため、小平市国民健康保険条例を一部改正するもの。

2 改正の内容

国民健康保険税の課税限度額の改定について

国民健康保険税の課税限度額のうち、医療保険分を、現行の61万円から63万円に、介護保険分を現行の16万円から17万円に、それぞれ改めることにより、課税限度額の合計額を、現行の96万円から99万円に引き上げる。

なお、国民健康保険税の課税限度額は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分のそれぞれに設定されており、地方税法第703条の4の規定により政令（地方税法施行令56条の88の2）で定める額を超えてはならないとされている。

国民健康保険税課税限度額

	改正前	改正後
医療保険分	<u>61万円</u>	<u>63万円</u>
後期高齢者支援金分	19万円	19万円（変更なし）
介護保険分	<u>16万円</u>	<u>17万円</u>
合計	<u>96万円</u>	<u>99万円</u>

3 施行期日

令和3年4月1日